

令和2年度 事業報告

令和2年度における社会情勢をみると、世界各国で新型コロナウイルス感染症拡大防止のために経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅な景気後退を経験するに至った。我が国経済も、その例外ではなく、4月から5月には、インバウンド需要の減少、続いて中国の生産活動停滞によるサプライチェーンを通じた供給制約の下での生産の滞り、さらに、政府の緊急事態宣言発出等による経済社会活動の抑制等があり、戦後最悪の厳しい状況に陥った。その後、社会経済活動レベルの段階的な引き上げや、政府の各種緊急経済対策や緊急事態宣言解除等により、一旦は経済活動に持ち直しの動きがみられたものの、第二波、第三波と感染症拡大が繰り返され、年末以降、緊急事態宣言が再発出される等、依然として感染症収束の目途が立たない状況が続いた。令和3年2月にワクチン接種の取組がようやく開始されたものの、個人消費は弱含みで推移しており、景気に対する不透明感は継続している。

製パン業界においても、政府による一斉休校や外出自粛の要請を受け、一時的に量販店やドラッグストアを中心にまとめ買い等により売上が増加する一方で、コンビニエンスストアやフレッシュベーカーリー等では、オフィス街や駅周辺を中心とした来店者数の減少により売上が減少した。また、パンの種類別では、在宅需要の高まりにより食パンやロールパン等の売上が増加したものの、外出自粛により菓子パンと惣菜パンの需要は落ち込んだ。これらの変化は、夏以降、やや落ち着きを取り戻したものの、全体的には依然として厳しく、不透明な状態が続いた。加えて、感染症拡大の収束の見通しが立たない中で、消費者の節約志向は更に強まり、販売競争が激化する状況となった。なお、令和2年における当会会員企業のパン類の総売上高や生産量（小麦粉使用量）は、対前年比でやや減少した。

このような厳しい環境の下、製パン業界は、食料の安定供給という重要な社会的使命を果たすべく、食品の安全及び従業員の感染症予防対策を徹底しつつ、業務継続に努め、様々な事業活動を展開してきた。

当会としては、関連情報の積極的な収集や会員への提供、製パン業界内の意見の交換や取りまとめ、国等に対する意見提出、関連業界との連携等に積極的に取り組み、原材料確保、食品の安全・安心の確保、品質管理、食品表示、適正な取引、環境問題への対応、パン食普及等の諸課題に対し、会員が一致協力して適切に対応していけるよう、一步一步着実に改善の努力を続けてきた。その活動は次第に評価されるとともに、食品業界の中で重要な役割を期待されるようになってきている。

1 新型コロナウイルス感染症に関する対応

新型コロナウイルス感染症予防のため、当会のほぼすべての各種会議をWeb方式又はWeb併用方式により開催した。会員の事業継続に万全を期すため、当会が平成21年に作成した「新型インフルエンザに対する感染防止対策及び事業継続計画策定指針」、農林水産省「食品事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン」及び（一財）食品産業センター「食品製造業における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」等を活用するとともに、新型コロナウイルスに係る会員各社の状況や国等の感染症予防対策等の諸情報の共有を図った。

2 主原料及び原材料対策の推進

(1) 輸入小麦の政府売渡制度への対応

当会は、全国小麦粉実需者団体協議会（小麦粉二次加工の全国団体で構成、会長は当会の飯島会長）として、令和2年12月に農林水産省食料産業局及び政策統括官付幹部と懇談し、引き続き、輸入小麦の安定供給と内外価格差の縮小等を要望した。

政府輸入小麦売渡価格は、令和2年4月には3.1%の引上げ、同年10月には4.3%の引下げが行われた。令和3年4月からは5.5%の引上げが行われる。

(2) 小豆関連

関税割当制度で運用されている輸入小豆について、輸入雑豆共同購入協議会を通じて共同購入し、円滑な調達に努めた。当会として、令和2年度には、5月に第1期分539.61トン（60kg当たり本体価格12,475円）、12月に第2期分303.99トン（同15,096円）の契約締結を行った。

また、国産小豆について、農林水産省から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種贈答品需要の減少により、産地において在庫が増加し苦境に立たされている中で、パン製品等用としての引き取りや需要回復の取組の協力があつたことを受け、会員への周知を行うとともに支援事業の活用を案内した。

(3) 乳製品関連

バター・脱脂粉乳について、需給や国家貿易等に関する情報共有や意見交換を行うことにより安定供給を図ることを目的に、農林水産省及び(独)農畜産業振興機構の共催で乳製品需給等情報交換会議が開催（年間3回）され、当会も、委員として、需要動向や国家貿易による輸入枠等について情報や意見を提出した。

3 食品の安全・安心の確保、品質管理に関する対策の推進

(1) 食品衛生規制の見直しに関する対応

食品衛生法等の一部を改正する法律が平成30年6月に公布、改正食品衛生法政省令が令和2年6月に施行された。1年間の経過措置の後、HACCPに沿った衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設、食品リコール情報の報告制度の創設がなされるため、その問合わせ対応等に努めた。

(2) 残留農薬に関する報道への対応

残留農薬（グリホサート）とパンの安全性について、令和3年2月以降、一部週刊誌やYou Tube等で取り上げられ、一部の消費者に混乱が生じ、会員に対して問い合わせが相応数みられた。このため、同年3月の定例会議での決議を経て、当会からの依頼により作成された（一社）日本パン技術研究所の「残留農薬（グリホサート）に関するパンの安全性について」の見解を当会ホームページに掲載した。同見解は、週刊誌等で取り上げられた数値は、グリホサートの内閣府食品安全委員会が定めたADI（一日摂取許容量）を大きく下回り、パンに関するグリホサートの健康上の懸念は全く不要であること等を示している。

4 食品表示の適切な推進

(1) 食品添加物表示制度の改正への対応

消費者庁は、令和2年3月に食品添加物表示制度のあり方について、「無添加」・「不使用」表示に関して「表示禁止事項」に当たるかどうかのガイドラインを策定すること、消費者の誤認防止等の観点から食品表示基準にある「人工」・「合成」の文言を削除すること、「一括名表示、簡略名・類別表示の在り方」や「用途名表示の在り方」に関してはWEB等を活用した情報提供を可能な限り積極的に行うのが望ましいこと等を内容とする報告書を取りまとめた。

これを受け、食品表示基準にある「合成保存料」、「人工甘味料」等に用いられる「合成」、「人工」の文言を削除する「食品表示基準等の一部改正案」に関する意見募集において、これらは安全性が公認されている添加物について、消費者に誤認を与えるおそれがある不適切な用語であるため、当会としても削除に賛成である旨の意見を提出した。なお、改正された基準は令和2年7月1日から施行された。

また、令和3年3月より、消費者庁において食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会が開始され、関連情報の収集に努めた。

(2) 冠表示の自主基準等の検討

令和3年1月、消費者庁より、当会会員のパンの表示に関し、冠表示の自主基準に照らして適否の照会があり、事実関係を確認した。その後、会員各社に自主基準を再周知した際、25年前に制定された本基準が現在の実態に即しているか検証すべき等との意見もあり、今後、自主基準のあり方等について検討することとなった。

5 適正な取引の推進

(1) 消費税への対応

平成26年1月に結成した消費税の転嫁及び表示カルテルを引き続き実施し、消費税転嫁の問題に関する情報交換等を目的として、日本パン公正取引協議会と合同で消費税転嫁カルテル運営委員会を開催した。出席会員からは、消費税の転嫁に伴う特段の問題は生じていない旨の報告があった。

なお、消費税転嫁特別措置法が令和3年3月末日で失効することに伴い、同カルテルは失効し、同運営委員会も令和3年3月25日の会合をもって終了した。

(2) 適正取引ガイドラインへの対応

農林水産省より、適正取引に係る食品製造業界からの要請が引き続きあることから、食品製造業全般に対応できるガイドラインの作成を検討することになり、製パン業界にも協力してほしい旨の依頼があった。このことを受け、会員6社が令和2年8月以降のヒヤリングに協力するとともに、当会として、製パン業界全体としての意見集約を行い、令和3年3月に農林水産省に伝達した。

6 物流対策の推進

物流改善等委員会と幹事会を原則として交互に開催し、共同配送管理会社の収支状況の報告と併せて、新型コロナウイルス感染症への対応、物流におけるCO₂排出削減の取組、災害等緊急時の危機管理対応等の課題解決に努めた。

また、実務者会議を毎月開催し、コロナ禍の下での物流問題、台風・降雪時の対応状況、CVS3社の共配実験、外国人トラックドライバーの状況、正月三ヶ日の配送体制等に関する情報交換を行うとともに、具体的な課題解決を検討し、幹事会に提案した。

7 災害・緊急時の対応と体制整備

令和2年7月梅雨前線に伴う九州地方豪雨災害において、農林水産省や各自治体の依頼を受けて会員企業がパン等を提供した。

また、農林水産省の依頼を受けて、緊急食料支援に係る会員企業の連絡窓口体制を整備し、情報提供した。

8 パン食の普及啓発及び消費拡大

(1) パン食普及協議会を通じたパン食の普及啓発活動

パン食普及協議会（会長は当会の細貝副会長）は、令和2年7月に第53回通常総会を書面にて開催し、令和元年度事業報告及び決算報告並びに令和2年度事業計画及び収支予算を決定した。

令和2年度のPR事業としては、①パン食の普及啓発のための地域広報活動助成事業として、全パン連傘下の各都道府県組合が実施する料理教室・講習会やイベント等の活動への助成、②パンに関するホームページ「おいしいパン.net」及び「パンのはなし」の運営、③「学校パン給食推進協議会」の運営への助成のほか、PR委員会での決定により、ベーカリー向け「ポケットナビ」改訂版の作成、ホームページの統一化やパンプロフェッショナル制度についての検討等を実施した。

なお、今年度のPR資金は、(一財)製粉振興会、製粉協会、日本マーガリン工業会及び日本イースト工業会から資金の協力を得た。

(2) 学校パン給食推進協議会を通じた学校パン給食の推進活動

新型コロナウイルスの感染症予防のため、予定していた岐阜県での学給パン（国産小麦を使用し、おいしく栄養面に配慮したバラエティ豊かなパン）の評価会ははじめ各地での推進活動は実施できなかった。このような中であつたが、当会関係者も参加した幹部会や運営委員会において今後の推進方策を検討するとともに、各地の学校パン給食の動向や課題等を把握するための全国調査を実施した。

また、食育基本法に基づく第4次食育推進基本計画案の中の「学校給食の充実」に関しパブリックコメントを提出し、米飯給食の着実な実施に加え、「児童生徒が多様な食に触れる機会にも配慮する。」との文言追加がなされた。

9 環境問題等への対応

(1) 容器包装リサイクル等に関する対応

容器包装リサイクル制度におけるプラスチック製容器包装再商品化実施委託単価（令和3年度）は、前年度より2,000円上昇し51,000円/トンとなったが、各事業者が負担する実際の実施委託料は、排出見込み量に乗ずる算定係数が下がっており、微増となる見込みである。当会としては、平成29年度の入札制度変更後、再商品化事業者見込み落札単価が上昇し、令和2年度も高止まりの状況が継続していることから、社会コストの適正化と一層の低減を図るため、入札制度や再商品化の仕組みの検討の継続を引き続き求めた。

プラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決する等のために策定された「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）を踏まえ、令和3年1月、プラスチック資源の使用の合理化と再生利用等を図るための主な施策等を内容とする「今後のプラスチック資源循環施策のあり方」がまとめられた。その際、当会としては、（一財）食品産業センター等とも連携し、薄肉化等による削減努力も限界に近づいていることや、容器包装の実態に見合った合理的なリサイクル手法の幅広い採用が必要だと考えていることを改めて表明したことに加え、プラスチック容器包装と製品をまとめて回収・リサイクルする場合、これまで多大な負担をしてきた特定事業者の費用負担が不合理に増えることがないように、具体的な制度設計に当たり幅広く丁寧な検討を行うこと等を要望した。なお、この「施策のあり方」を踏まえ、令和3年3月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案が閣議決定され、国会に提出された。

(2) 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令に関する対応

AFS（アフリカ豚熱）の感染を防ぐため、令和3年4月より、肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料は、90℃60分以上等の国際基準と同等の加熱処理等が必要となる新たな規制が導入されることとなった。この規制に関し、当会として、会員各社が実行可能で円滑に対応できる内容となるよう、意見を提出した。また、規制の範囲や方法が明確にできるよう、農林水産省担当官による会員向け説明会を開催するとともに、ガイドラインやQ&Aについての農林水産省との意見交換を重ね、わかりやすい対応表、フォローチャート等を作成した。

(3) 自主行動計画のフォローアップ

低炭素社会実行計画、廃棄物の減量化及び食品リサイクル対策に係る環境自主行動計画並びに容器包装リサイクル法による容器包装の3R推進に係る自主行動計画のフォローアップ作業を実施した。

令和元年度において、生産活動等に伴うCO₂の排出量原単位は、前年度より減少し、基準年（平成25年度）に比べて82.3%となった。物流に係るCO₂の排出量原単位は、前年度より微増したものの、基準年（平成21年度）比88.9%となった。食品廃棄物の再資源化率は、前年度より上昇し99%となるとともに、非食品廃棄物は前年度と同じ86%となり、各々の目標を達成した。

また、令和元年度のプラスチック容器包装の生産高原単位排出量は、前年度より減少し、基準年比21.3%減と目標値を上回る削減率となった。

（4）日配品の食品ロス削減に関する対応

農林水産省は、過剰在庫や返品等により発生する食品ロスの削減を目指して、平成24年度から、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を開催している。令和2年度は前年度に引き続き、「同ワーキングチーム・日配品の商慣習に関する検討会」に敷島製パン(株)、フジパン(株)、山崎製パン(株)が委員を派遣した。同検討会では、ロスを削減するための、受注～納品リードタイムの緩和、事前発注情報・予測情報等の活用といった事例の早期共有、小売業の欠品を防ぐための措置と食品ロスの関連性に関する実態調査の実施、日配品の賞味・消費期限の延長の推進等に向けた取組や検討を今後さらに進めることとされた。

10 労働安全対策等に関する対応

労務研究会において、労働災害発生状況及び熱中症被害発生状況とその防止対策の取組状況について、情報交換・共有し、各社が労働災害発生防止対策を強化・更新することに努めた。また、厚生労働省からの熱中症予防対策の取組依頼、労働災害防止対策の推進要請等について、会員に周知し改善に努めた。

（一社）日本食品機械工業会のIoT推進委員会における製パン業をはじめとした食品製造業のIoT推進に向けた検討に参画した。

11 各種会議等の開催

上記の諸課題に適切に対応するとともに、情報共有を徹底し、積極的な意見交換を行うため、定例会議、科学技術委員会、物流等改善員会、労務研究会等を定期的に開催した。なお、会議については、対面方式に加え、新型コロナウイルス感染症予防や業務効率化等を踏まえ、環境の整備を図りつつWebを積極的に活用した。

1 2 関係行政機関及び関連団体との連携等

(1) 関係行政機関

農林水産省、経済産業省等が実施する各種調査の実施に協力するとともに、農林水産省等からの新型コロナウイルス感染症予防、経済産業省等からの下請中小企業との取引への配慮、財務省等からの消費税の総額表示、経済産業省からの一酸化炭素中毒事故防止、厚生労働省からの熱中症予防対策、最低賃金額改定、消費者庁からのトランス脂肪酸の情報開示、製造固有記号の更新手続き等についての取組要請等に関し、会員企業が協力するよう周知に努めた。

(2) 日本パン公正取引協議会の活動に対する協力

日本パン公正取引協議会の活動に対し、毎月、同協議会専門部会に合わせて当会科学技術委員会を開催したほか、創立20周年記念事業実行準備委員会、令和3年3月に東京都で開催された包装食パンの表示検査会に協力した。更に、消費税の転嫁及び表示カルテルの円滑な運営に一体となって取り組んだ。

(3) 小麦粉実需者団体

全国小麦粉実需者団体協議会において、小麦粉二次加工製品の需要拡大、原材料価格の安定、政府小麦売渡制度の円滑な運用等についての関係行政機関への要請、関係団体との連絡協調等に努めた。

本協議会は、令和2年12月に飯島会長他役員及び幹事が農林水産省食料産業局長、同局食品製造課長、政策統括官付貿易業務課長等と懇談する会合を開催した。懇談の席上、新型コロナウイルス感染症拡大の中での経営の維持・発展に向けた支援、原料の内外価格差是正、食品ロス削減対策の推進、製造事業者と流通業者間の適正取引の推進、今後のプラスチック資源循環施策の推進の中で容器包装の特定事業者の負担が不合理に増えないような対応、アフリカ豚熱対策の適切な推進、学校給食におけるパンや麺等への支援、農林水産省の組織再編後の食品業界への引き続きの尽力、等について要望した。

また、幹事会において、各業界の課題、新型コロナウイルス感染症関連の情報共有・意見交換も実施した。

(4) (一財)食品産業センター

(一財)食品産業センターを通じ、食品業界に関連する諸問題についての意見交換、情報交換、関係行政機関に対する要請等の対応措置を講じた。

(5) (一社)日本パン技術研究所

当会科学技術委員会及び日本パン公正取引協議会専門部会のメンバーとして、(一社)日本パン技術研究所に参画いただくとともに、同研究所の事業の運営に協力した。

(6) パン企業年金基金

パン産業従業員の福祉の向上のため設立された全国パン厚生年金基金の後継となるパン企業年金基金(今年度末現在2,396人が加入)について、その運営の健全化に努めた。

(7) 容器包装リサイクル関係団体

容器包装リサイクルの推進のために設立された(公財)日本容器包装リサイクル協会及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会に参画し、容器包装リサイクル制度の見直しに向けた検討、制度の普及啓発活動に関する情報提供等を行った。

(8) (一社)外国人食品産業技能評価機構

新たな外国人受入れ制度に関する評価試験を請負う(一社)外国人食品産業技能評価機構に参画し、外食業及び飲食料品製造業の特定技能1号技能測定試験に関する業務をはじめとした同機構の業務の円滑な運営に努めた。

(9) 海外の関係団体

製パン原料の小麦の供給国であるアメリカ合衆国小麦連合会との交流及び情報入手に努めた。

(10) パン産業振興議員連盟

平成27年に、国産小麦による食料自給率向上と更なるパン産業の発展・振興を図る目的で設立されたパン産業振興議員連盟(会長:中曾根弘文参議院議員、幹事長:渡海紀三朗衆議院議員)は、自由民主党の衆議院議員84名、参議院議員32名が参加し活動しているが、当会として同連盟との一層の連携を図るため、各種セミナー等に積極的に参加した。

(11) 会員間・関連業界との交流

例年開催していた、通常総会後の懇親会及び新年会、日本パン工業会親善ゴルフ大会、当会と月島食品工業㈱との共催による日本製パン野球大会(東部・西部大会及び記念大会)については、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため中止した。

令和2年度 活動報告

1 会議開催

会 議 名	回数	開 催 年 月 日	
総 会	1	令和2年	5月21日
理 事 会	3	令和2年	4月16日 5月21日 令和3年 2月18日
定 例 会 議	10	令和2年	4月16日 5月21日 6月18日 7月16日 9月17日 令和2年 10月20日 11月19日 令和3年 1月21日 2月18日 3月 9日
科 学 技 術 委 員 会 〔 日本パン公正取引 協議会専門部会 と同日開催 〕	12	令和2年	4月 6日 5月11日 6月 1日 7月 6日 8月 3日 9月 7日 令和2年 10月 5日 11月 2日 12月 7日 令和3年 1月18日 2月 1日 3月 1日
幹 事 会	2	令和2年	12月 9日 12月18日
環 境 対 策 小 委 員 会	2	令和3年	1月15日 3月 2日
労 務 研 究 会	2	令和2年	11月25日 令和3年 2月24日
物 流 改 善 等 委 員 会	1	令和2年	11月25日
幹 事 会	3	令和2年	5月28日 9月25日 令和3年 2月25日
実 務 者 会 議	7	令和2年	5月28日 6月25日 9月25日 10月22日 令和2年 10月22日 11月26日 令和3年 2月25日
消 費 税 転 嫁 カ ル テ ル 運 営 委 員 会 〔 日本パン公正取引 協議会と共催 〕	2	令和2年	12月25日 令和3年 3月25日

2 会員会社の当会登録代表者異動

(1) 令和2年 7月16日 株式会社ロバパン

(新) 代表取締役 佐々木 明彦

(旧) 代表取締役社長 廣村 昌弘

3 会員各社の脱会

(1) 令和2年 9月30日 株式会社神戸屋東京工場

4 関係団体の活動状況

(1) 日本パン公正取引協議会

会議名	回数	開催年月日		
通常総会	1	令和2年	6月18日	
理事会 (拡大理事会)	4	令和2年	4月16日 7月16日	令和2年 10月20日 令和3年 2月18日
専門部会 (日本パン工業会科学 技術委員会との同日 開催)	12	令和2年	4月6日 5月11日 6月1日 7月6日 8月3日 9月7日	令和2年 10月5日 11月2日 12月7日 令和3年 1月18日 2月1日 3月1日
包装食パンの表示検査会	1	令和3年	3月19日	

(2) パン食普及協議会

会議名	回数	開催年月日		
通常総会	1	令和2年	6月25日	
PR委員会	2	令和2年	10月2日	令和2年 11月6日
ワーキンググループ会合	2	令和2年	12月4日	令和2年 12月23日
国産小豆利用促進事業説明会	1	令和3年	2月19日	

(3) 学校パン給食推進協議会

会議名	回数	開催年月日		
通常総会	1	令和2年	6月18日	
幹部会	2	令和2年	11月6日	令和3年 3月26日
運営委員会	1	令和2年	8月27日	
検討委員会	1	令和2年	9月18日	

(4) パン企業年金基金

会議名	回数	開催年月日		
代議員会	2	令和2年	4月27日	令和2年 11月27日

(5) 全国小麦粉実需者団体協議会

会議名	回数	開催年月日		
定時総会	1	令和2年	6月25日	
幹事会	1	令和2年	12月8日	

